

補助金概要調書

補助金名	心身障害者(児)救急歯科診療事業費補助金			
所管部課	福祉保健部健康対策課 (TEL 23-5451(直通))			
補助対象者	(社)鳥取県西部歯科医師会			
補助開始年度	平成9年度			
交付目的	地域社会における心身障がい者(児)の歯科診療及び歯科公衆衛生の向上を図る。			
補助金額と過去の補助実績()は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	2,553千円 (2,553)千円	2,514千円 (2,514)千円	806千円 (806)千円	1,552千円 (1,552)千円
補助事業の内容	心身障がい者(児)を対象として、木曜日午後1時から午後4時までの間に鳥取県西部歯科保健センターにおいて歯科診療を行う事業。			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費	5,286千円		
	内補助対象経費	3,015千円		
	補助対象経費の内訳	給与費、材料薬品費、器具備品費、光熱水費等から診療収入(2,271千円)を控除したもの		
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方	定額補助		
	限度額	(有) 2,852千円		
補助金の財源等	市単独	一般財源	特定財源 ()	
	国県等協調	直接補助	市 1,552千円、境港市644千円、西部町村会649千円、歯科医師会170千円	
		間接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	一般の歯科診療所で治療することが難しい障がい者(児)に対して、歯科診療の機会を確保することができる。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	境港市、西部町村会と共同して本事業を実施しており、受診者も年間約300人あることから当面本事業を継続する。			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)				